



内閣總理大臣	昭和二年一月 日	内閣書記官長 内閣副書記官長
外務大臣	第二復員大臣	内閣書記官
内務大臣	司法大臣	内閣副書記官
大藏大臣	文部大臣	農林大臣
第一復員大臣	厚生大臣	次田國務大臣
別紙外務内務第一復員第二復員四大臣請議明治三十九年 勅令第九十六號等廢止ニ關スル件	運輸大臣	小林國務大臣

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ
通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅 令 案

朕官國幣社以下神社幣帛供進使及隨員服制
等廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和三十二年一月十五日

内閣總理大臣

外務大臣

(起案用紙青三ノ二號)

内務大臣
第一復員大臣
第二復員大臣

呈案附送ノ通

はぬやでりナ一四十

(回)

明治三十九年勅令第九十六號等廢止ニ關スル件

昭和二十年十二月十五日附ヲ以テ聯合軍總司令部ヨリ交付セラレタル覺書ノ指令ヲ履行スル爲關係勅令ハ之ヲ廢止ノ要アリ
仍テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和二十一年一月十日

内務大臣 堀切善次郎

0000 0681

外務大臣 吉田茂

内閣總理大臣 男爵幣原喜重郎

第一復員大臣 男爵幣原喜重郎

神官祭祀令

明治三十九年勅令第九十六號



明治三十九年勅令第九十六號



内閣總理大臣 男爵幣原喜重郎

第一復員大臣 男爵幣原喜重郎

勅令第二十三號

左ニ掲タル勅令ハ之ヲ廢止ス

官國幣社以下神社祭祀令
明治三十九年勅令第九十六號

大正四年勅令第百九號

官國幣社以下神社祭祀令

明治三十九年勅令第九十六號

大正四年勅令第百八號

大正五年勅令第二百三十一號

大正十三年勅令第六號

大正十三年勅令第七號

昭和十一年勅令第二百五十三號

昭和十三年勅令二百四十一號

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

昭和二十年十二月十五日附聯合軍總司令官ヨリ交付セラレタル覺書、ハヲ履行スル爲第一次措置トシテ、之ヲ廢止スルノ要アルニ依ル

明治三十一年四月三十日

十六號

第七條
府縣社以下神社ノ神饌幣帛料ヲ供進スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
第一款 又ハ北海道地方及内務大臣ノ指定スル
第二款 護國神社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得
第三款 市又ハ町村ハ村社及前項ノ護國神社以外ノ神社ノ神饌幣帛料ヲ
第四款 二項ノ規定ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ハキ神社ハ地方
第五款 長官之ヲ指定ス
第六款 前條ノ規定ス
第七款 町村制ヲ施行セヅル地方ニ於ケル村社及第一條第一項ノ護國
第八款 神社ノ神饌幣帛料ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

附

則

0000 0685

明治四十九年四月二十九日

勅令 百三十號

萬國幣社ノ下神社常弔供進使及隨員服制

朕宣諭所載以下神社常弔供進使及隨員服制裁可茲ニ之ヲ公布セシム

萬國幣社ノ下神社常弔使及隨員服制

萬國幣社ノ下神社常弔使及隨員服制別表一湖定

則

本令ハ公文ノヨリ之ヲ施行但シ府縣社以下神社常弔供進使年限り本

合之者其常弔使及隨員服制當分内仍從前例ニ依ルコトヲ得

0000 0686

第一條 ○ 神宮祭祀令
神宮祭祀ハ大祭中祭及小祭トス
左ニ掲タル祭ハ之ヲ大祭トス

第二條 祈年祭
神御衣祭
月次祭
神嘗祭
遷宮祭
臨時奉職祭

第三條 左ニ掲タル祭ハ之ヲ中祭トス
日別朝夕大御饌祭
歲旦祭
元始祭
紀元節祭

風日新祭
天長節祭
明治節祭

第四條 内務大臣ハ遷宮ニ屬スル諸祭ニ付前二條ニ掲タルモノ外別ニ大祭中祭ヲ定ムルコトヲ得
ノ
第五條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス
第六條 襲ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第七條 祭式及齋戒ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム
附則
本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム(大正三年三月内務省令第ニ號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)、

○官國幣社以下神社祭祀令

大正三年一月二十六日
勅令第十一號

沿革 大正四年一一月第一九九號・昭和二年一〇月第三二一號・一四年三月第五八號改正
朕官國幣社以下神社祭祀令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 官國幣社以下神社祭祀令
官國幣社以下神社祭祀令

第二條 左ニ掲タル祭祀ハ之ヲ大祭トス

第三條 元歲年嘗祭
明天紀元歲始且左ニ掲タル祭祀ハ之ヲ中祭トス

第四條 前項ノ外別格官幣社瑞國神社ノ合祀祭並ニ護國神社ノ鎮座祭及合祀祭ハ少

第五條 大祭トス

第六條 長元節節祭
明天紀元歲始且左ニ掲タル祭祀ハ之ヲ中祭トス

0000 0587

0000 0686

第四條 神社ニ特別ノ由緒アル祭祀ハ之ヲ小祭トス
第五條 大祭及中祭以外ノ祭祀トキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
第六條 新ニ小祭ヲ定メムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
第七條 謹トキハ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除版セラ
第八條 祭トキハ此ノ限ニ在ラスル
第九條 謹總督ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム
例ニ依ルコトヲ祖
附則
第八條 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム（大正三年三月内務省令第一號ヲ以テ
同年四月一日ヨリ施行）
第九條 地方ノ状況其ノ他特别ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内仍從前ノ

0000 0683

○即位禮及大嘗祭當日神宮ニ於テ行フ祭祀
関スル件

(大正四年五月
勅令第二號)

即位禮當日神宮ニ於テ祭祀ヲ行フ其ノ祭祀ハ之中祭トス
大嘗祭ヲ行フ年ニハ神宮ニ於テ新嘗祭ヲ行ハス大嘗祭
當日祭祀ヲ行フ其ノ祭祀ハ之ヲ大祭トス

0000 0690

大正四年七月五日
勅令第百九號

朕即位禮及大嘗祭ノ當日官國幣社以下神社ニ於テ行フヘキ祭祀ニ關スル件
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
即位禮當日官國幣社以下神社ニ於テ祭祀ヲ行フ其ノ祭祀ニ之ヲ中祭トス
大嘗祭ヲ行フ年ニヘ官國幣社以下神社ニ於テ新嘗祭ヲ行ハス大嘗祭當日祭
禮ヲ行フ其ノ祭祀ハ之ヲ大祭トス

大正五年十月二十五日
勅令第二百三十一號

設立太子禮當日官國幣社以下神社ニ於テ行フヘキ祭ニ屬スル件裁可シ茲

ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

0000 0592

(16) ○ 皇太子結婚當日神官ニ於テ行フヘキ祭祀ニ關
スル件
皇太子結婚禮當日神官ニ於テ祭祀ヲ行フ其祭祀ハ之ヲ中
止トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

0000 0693

大正十三年一月二十二日

勅令 第七號

朕皇太子結婚禮當官國幣社以下神社之於テ行フハキ祭祀ニ關スル件
裁可シ茲ニ之ヲ公布セム

皇太子結婚禮當官國幣社以下神社之於テ祭祀ヲ行フ其ノ祭祀之ヲ申
トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年七月三十一日

勅令第二百五十三號

第一條 道又ハ附屬面ハ朝鮮ニ於ケル官幣社以外ノ神社ニ神饌幣帛料ヲ供進タルコトヲ得

前項規定ニ依リ道又ハ附屬面ヨリ神饌幣帛料ヲ供進スルヲ得キ

第二條 前條第一項神饌幣帛料ノ朝鮮總督之ヲ定ム

附

則

本令公布ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年四月十一日
勅令第二百四十一號

朕官常社以下神社ノ遷座祭ニ於テ前行及供奉ノ所役ヲ奉仕スル者、
服制ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
宣國幣社以下神社ノ遷座祭ニ於テ前行及
供奉ノ所役ヲ奉仕スル者、應ニ護國神社ノ鎮座祭及合祀祭ニ於テ同行ノ所及
役ヲ奉仕スル者ノ服制ニ關シテハ官國幣社以下神社幣帛飯進使及隨員服所及
制ヲ準用ス前行ノ所役ヲ奉仕スル者ノ隨員ノ服制ニ付亦同シ
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附

則

0000 0695